

第7回小樽市新総合体育館整備検討委員会（書面会議）の概要について

1. 書面会議の内容

（協議事項）基本構想案についての追加修正

第6回小樽市新総合体育館整備検討委員会（以下、「委員会」という。）にて協議いたしました基本構想案について、令和5年2月9日（木）第6回小樽市新総合体育館整備検討委員会終了後、公益財団法人日本水泳連盟より公認プールについての回答を得られたことから下記のとおり追加の修正を行いたい。

<意見No.41>

市の新体育館基本構想(案)72、81、100ページに1か所ずつ、3か所にわたり、「公認プールには入水用スロープが設置できない」という記述があるが、北海道水泳連盟に確認したところ、公認プールに入水用スロープが設置されていてもほぼ問題ないという返答だった。この3か所の記述を早急に削除していただきたい。令和4年10月17日の新体育館整備検討委員会において、委員の質問に事務局が公認プール規則の「2018年改定により、入水スロープは公認プールに設置できないこととなった」と、誤った返答をしている。次回の委員会でこの誤った返答を正しく伝え直すよう要望します。委員たちに誤った認識をさせないようにしてください。

<本意見に対する補足>

- 公認プールへの入水用スロープの設置については、事務局より、日本水泳連盟に確認を行い、「公認プール規則が2018年に更新されたことにより、入水スロープは公認プールに設置できないこととなった」旨の返答を得ています。
- しかしながら、この度の御意見を受け、今回、北海道水泳連盟及び日本水泳連盟が改めて協議した結果、「入水用スロープを設置していても、公認プール取得には支障はない」との見解が示されたため、基本構想を修正いたします。

修正点：**赤字**

対象	修正前	修正後
p.72 表4-5	【非公認プール】<メリット> ・水深に規制が無く、学校の授業や一般的な利用に適している。 ・ 入水用スロープが設置可能。	【非公認プール】<メリット> ・水深に規制が無く、学校の授業や一般的な利用に適している。
p.72 表4-5	【公認プール(国内一般プール)】<デメリット> ・スタート台を使用する場合、水深を1.35m以上とする必要があり、一般利用時・学校利用時は水深の調整が必要となる。 ・ 入水用スロープが設置できない。 ・計時機器操作室の整備が必要。	【公認プール(国内一般プール)】<デメリット> ・スタート台を使用する場合、水深を1.35m以上とする必要があり、一般利用時・学校利用時は水深の調整が必要となる。 ・計時機器操作室の整備が必要。
p.81 (8)	・「入水用スロープ」の設置要望も 多くありますが、公認プールとする場合は入水用スロープが設置できないことから、公認プールの可能性と併せて検討します。	・「入水用スロープ」の設置要望が 多く挙げられたことから、バリアフリーに配慮し、設置を検討します。
p.100 (2)	現在、市内には公認プールが無く、公認競技会を開催できない状況であることから、競技団体から公認プールを望む意見が挙げられています。一方で、公認プールとするには、水深1.35m以上とする必要があるほか、 入水用スロープ や深さの異なるプールは接続できません。そのため、水深調整方法 やバリアフリーへの対応方法 について検討し、公認プールの採用について決定する必要があります。	現在、市内には公認プールが無く、公認競技会を開催できない状況であることから、競技団体から公認プールを望む意見が挙げられています。一方で、公認プールとするには、水深1.35m以上とする必要があるほか、深さの異なるプールは接続できません。そのため、水深調整方法 など について検討し、公認プールの採用について決定する必要があります。